毎週二回発行月曜日木曜日

山梨県公報

第七百一号
令和八年十一月九日
月曜日

目次

告示
○廃川敷地等（二件）
○建築基準法に基づく道路の位置指定
公告
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止
○公共測量の終了
○公共測量の実施
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
教育委員会
○博物館の登録（六件）

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号

告示

山梨県告示第二百八十八号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月九日

山梨県知事　長崎幸太郎

一　河川の名称　相模川水系　河口湖

二　廃川敷地等が生じた年月日　令和八年十一月九日

三　廃川敷地等の位置　南都留郡富士河口湖町小立字島原一一八一番地先

四　廃川敷地等の種類及び数量　土地　二百七十七・八五平方メートル

山梨県告示第二百八十九号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び富士・東部建設事務所吉田支所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月九日

山梨県知事　長崎幸太郎

一　河川の名称　相模川水系　河口湖

二　廃川敷地等が生じた年月日　令和八年十一月九日

三　廃川敷地等の位置　南都留郡富士河口湖町小立字宝司ヶ塚一一〇六番地先

四　廃川敷地等の種類及び数量　土地　百十八・七〇平方メートル

山梨県告示第二百九十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年十一月九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　指定の年月日　令和八年十月二十九日

二　指定道路の位置　笛吹市八代町米倉字今宮百六番一

三　指定道路の幅員　最大六・二二メートル　最小六・〇〇メートル

四　指定道路の延長　五十八・六九メートル

公　告

◎　介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十二条第一項、第七十七条第一項及び第百十五条の九第一項の規定により、次の事業者について指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

令和八年十一月九日

山梨県知事　長崎幸太郎

一　処分をした年月日　令和八年十月二十六日

二　処分をした事業者の名称等

事業者の名称	事業者の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
社会福祉法人壽光会	山梨市牧丘町室伏二四五二	特別養護老人ホーム笛吹荘	山梨市牧丘町室伏二四五二	介護老人福祉施設
社会福祉法人壽光会	山梨市牧丘町室伏二四五二	笛吹荘短期入所生活介護事業所	山梨市牧丘町室伏二四五二	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

三　処分の内容及び期間

1　処分の内容

平成十四年四月一日付けで指定した介護老人福祉施設特別養護老人ホーム笛吹荘に対し、当該事業所への新規入所者の受け入れを六月停止する。

平成十四年四月一日付けで指定した短期入所生活介護笛吹荘短期入所生活介護事業所及び平成十八年四月一日付けで指定した介護予防短期入所生活介護笛吹荘短期入所生活介護事業所に対し、当該各事業所への新規利用者の受け入れを六月停止する。

2　期間

令和八年十一月一日から令和九年四月三十日まで

◎　公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により中北農務事務所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十一月九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　測量の種類　公共測量（三級基準点網図）

二　測量の地域　山梨県中央市の一部

三　測量の期間　令和八年七月二十九日から同年九月三十日まで

◎　公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北農務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年十一月九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　測量の種類　公共測量（二級基準点網図）

二　測量の地域　山梨県北杜市須玉町大豆生田

三　測量の期間　令和八年十一月六日から令和九年三月十二日まで

◎　開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和八年十一月九日

山梨県知事　長　崎　幸　太　郎

一　開発区域（工区）に含まれる地域の名称　笛吹市石和町井戸字豊岡十二番一、十二番三、十三番一、十三番三、十四番一、十四番三、十五番、十六番及び十七番の区域

二　公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三　開発許可を受けた者の住所及び氏名　山梨県笛吹市石和町井戸二百十一番地四　サンリツテクノ株式会社　代表取締役　石井昌典

教育委員会

山梨県教育委員会教育長告示第四号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十四条の規定により、次のとおり博物館を登録したので、博物館の登録に関する規則（令和三年山梨県教育委員会規則第一号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和八年十一月九日

山梨県教育委員会

教育長　荻野智夫

一　登録年月日

令和八年十一月九日

二　記号番号

梨博第二十五号

三　設置者の名称及び住所

一般財団法人アフリカンアートミュージアム

北杜市長坂町中丸一七一二番地七

四　名称

アフリカンアートミュージアム

五　所在地

北杜市長坂町中丸一七一二番地七

山梨県教育委員会教育長告示第五号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十四条の規定により、次のとおり博物館を登録したので、博物館の登録に関する規則（令和三年山梨県教育委員会規則第一号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和八年十一月九日

山梨県教育委員会

教育長　荻野智夫

一　登録年月日

令和八年十一月九日

二　記号番号

梨博第十二号

三　設置者の名称及び住所

富士河口湖町

四　名称

河口湖美術館

五　所在地

南都留郡富士河口湖町河口三一七〇

山梨県教育委員会教育長告示第六号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十四条の規定により、次のとおり博物館を登録したので、博物館の登録に関する規則（令和三年山梨県教育委員会規則第一号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和八年十一月九日

山梨県教育委員会

教育長　荻野智夫

一　登録年月日

令和八年十一月九日

二　記号番号

梨博第二十六号

三　設置者の名称及び住所

南アルプス市

四　名称

南アルプス市ふるさと文化伝承館

五　所在地

南アルプス市野牛島二七二七番地

山梨県教育委員会教育長告示第七号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十四条の規定により、次のとおり博物館を登録したので、博物館の登録に関する規則（令和三年山梨県教育委員会規則第一号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和八年十一月九日

山梨県教育委員会

教育長　荻野智夫

一　登録年月日

令和八年十一月九日

二　記号番号

梨博第十三号

三　設置者の名称及び住所

南アルプス市

四　名称

南アルプス市立美術館

五　所在地

南アルプス市小笠原一二八一

山梨県教育委員会教育長告示第八号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十四条の規定により、次のとおり博物館を登録したので、博物館の登録に関する規則（令和三年山梨県教育委員会規則第一号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和八年十一月九日

山梨県教育委員会

教育長　荻野智夫

一　登録年月日

令和八年十一月九日

二　記号番号

梨博第二十号

三　設置者の名称及び住所

公益財団法人堀内浩庵会

富士吉田市新西原五丁目六番一号

四　名称

富士山美術館

五　所在地

富士吉田市新西原五丁目六番一号

山梨県教育委員会教育長告示第九号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十四条の規定により、次のとおり博物館を登録したので、博物館の登録に関する規則（令和三年山梨県教育委員会規則第一号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和八年十一月九日

山梨県教育委員会

教育長　荻野智夫

一　登録年月日

令和八年十一月九日

二　記号番号

梨博第二十一号

三　設置者の名称及び住所

公益財団法人平山郁夫シルクロード美術館

神奈川県鎌倉市二階堂百二十番地十五

四　名称

平山郁夫シルクロード美術館

五　所在地

北杜市長坂町小荒間二千番地六